【共通】

業務名 ： 赤碕地区水路改修工事測量設計業務

特 記 仕 様 書

第1（目的・主旨）

当事業は、地中に空洞が生じている町道駅前八幡線周辺で陥没事故が発生することを未然に防止するため、その原因と考えられる暗渠排水管（水路）を改修するものである。

本業務は、赤碕地区（西地蔵町、駅前通り）において、町道駅前桜ヶ丘線～駅前八幡線～鳥取中央農協赤碕支所にわたって存在する水路の改修に係る測量及び水路詳細設計、用地調査業務を行う。

第2（適用範囲）

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」、~~「地質・土質調査共通仕様書」、~~「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書」、~~「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書」、「発注者支援業務共通仕様書（試行）」~~（https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm）によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		測量業務 ・4級基準点測量 5 点 ・現地測量 0.002km2 一式 ・路線測量（測点間隔 20m） 一式 中心線測量 0.2km 一式 縦断測量 0.2km 一式 横断測量 0.2km（幅 40m） 設計業務 水路詳細設計 0.2 ㎞
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		（関係官公庁への手続き状況を記載する。） 関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。 なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。 ~~・国立公園管理者と、構造等について未協議である。~~ ~~・河川管理者と占用等について未協議である。~~ ~~・水路付替について、管理者と未協議である。~~ ~~・砂防指定地内の占用等について未協議である。~~ ~~・保安林解除について未協議である。~~ ~~・接続する国道管理者と、形状変更について未協議である。~~ ~~・埋蔵文化財について、町教育委員会と協議済みである。~~
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に事業説明会を行うこととしており、その結果を設計に反映させる必要があるため、調査職員に協議すること。 ・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。

【共通】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書 2 部 （必要に応じ、解析調査、営業調査等の記載を行う） ・図面（A3縮小版） 2 部 ・電子媒体 2 部 （CD-R、DVD-R、HDD 又はフラッシュメモリー等） ・紙媒体 2 部 ~~オンライン電子納品の場合は、「電子媒体」及び「紙媒体」の提出は不要。~~ ~~また、本業務は、電子納品対象業務であり、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。~~
追加				関連業務		~~（当該業務に並行して実施する関連業務について記載する。）~~ ~~本業務は、以下の業務と関連するため、相互の連絡調整を綿密に行うこと。~~ ~~・〇〇橋梁詳細設計業務~~ ~~業務範囲 No.〇～No.〇~~ ~~履行期間 年月日～年月日~~
追加				疑義等		本業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				見積り等		~~〇〇〇については見積りにて、積算しており内訳（単価）は以下（別紙）のとおり。~~
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について（平成 29 年 1 月 31 日付第 201600158128 号県土整備部長通知）」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。 受注者は初回協議時、ウィークリースタンスの取組み内容を協議することとし、業務完了時、技術企画課メールアドレス(gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp)に「ウィークリースタンス実施報告シート」(https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm)を提出すること。
追加				遠隔臨場		~~本業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。~~
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		~~情報共有システムを利用すること。~~ ~~ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、調査職員と協議の上、紙書類によることができる。~~ ~~情報共有システムの利用に当たっては、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。~~
追加				オンライン電子納品		~~本業務はオンライン電子納品の対象である。オンライン電子納品を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「オンラ~~

【共通】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
						~~イン電子納品試行要領」によること。~~
追加				BIM/CIM 適用		~~【発注者指定型の場合】~~ ~~本業務は BIM/CIM 適用対象である。https://www.pref.tottori.lg.jp/287478.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県 BIM/CIM 適用業務実施要領（以下「BIM/CIM 要領」という。）」によること。~~ ~~<測量業務>~~ ~~以下の範囲にて 3 次元点群測量を実施する。~~ ~~（No.〇～〇、別図に示す範囲など）~~ ~~<設計業務>~~ ~~（BIM/CIM 要領 5(1)の該当する活用内容及び活用内容の詳細、5(2)の内容を記載する。）~~ ~~【受注者希望型の場合】~~ ~~本業務は BIM/CIM 適用対象である。BIM/CIM 適用を希望する場合は https://www.pref.tottori.lg.jp/287478.htm に載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県 BIM/CIM 適用業務実施要領」によること。~~
追加				担当技術者の実施状況報告書		「鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領」（https://www.pref.tottori.lg.jp/94275.htm）第 7 条(2)ウに係る担当技術者（以下「主たる担当技術者」という。）を配置する場合の取り扱いは以下のとおりとする。 ・担当技術者のうち、主たる担当技術者は 3 人までとする。 ・業務計画書において、担当技術者のうち、誰が主たる担当技術者であるか明確にすること。 ・原則、主たる担当技術者は、担当する業務の打合せに出席すること。 ・受注者は設計業務等が完了したときは、「担当技術者の実施状況報告書」を提出すること。
追加				真夏日以上の日に現場作業を見送った場合の履行期間の延長		真夏日以上の日※に、現地踏査、測量、ボーリング、調査等の現場作業の実施を見送った場合、見送った期間に相当する日数分、履行期間を延長することができる。 現場作業を見送った場合は、当該月の履行報告書に見送った期間に相当する日数の累計を明記すること。 履行期間の延長を希望する場合は、当該現場作業が完了した日以降に、履行期間の延長について調査職員と協議すること。 なお、見送った期間に相当する日数には、現場作業日数だけでなく、再準備等に要した日数も含まれる。 積上げる日数は日単位とし、半日、時間単位の作業予定であったとしても１日として加算する。 ※真夏日以上の日とは、予報値で湿球黒球温度（WBGT）28℃以上又は日最高気温が 31℃以上の日をいう。 なお、夜間作業の場合は作業時間帯の予報値が湿球黒球温度（WBGT）28℃以上又は日最高気温が 31℃以上の日をいう。
追加				熱中症対策に係る現場施設、設備に要する費用		熱中症対策に係る、主に現場の施設や設備に要する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上することができる。希望する場合は、施設・設備の種類、規模、設置

【共通】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
						期間及び概算費用について、事前に調査職員と協議すること。
追加				賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い		本業務は「測量等業務における賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い」（令和 8 年 3 月 5 日付第 202500244570 号県土整備部長通知）の対象である。 請求等の取扱いについては、https://www.pref.tottori.lg.jp/326731.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の取扱いによること。
追加				その他		本業務の履行機関は契約日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。

【 測量業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
	1		105	業務の実施		~~【当業務が公共測量に該当する場合】~~ ~~当業務は測量法の公共測量に該当する。~~ ~~調査職員が、測量法第 36 条(実施計画書の提出)の提出及び第 14 条(実施の公示)の通知等を行うので、受注者は、調査職員から指示があるまで現地着手することができない。~~ ~~ただし、これにより難い場合は、調査職員と協議すること。~~ 【当業務が公共測量に該当しない場合】 当業務は測量法施行令第 1 条第 1 項四号に該当するため、測量法の公共測量に該当しない。
	1		109	主任技術者	3	~~資格要件は調達公告による。~~
	1		113	打合せ等	2 5	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には主任技術者は立ち会うこと。
	1		116	関係官公庁への手続き等		受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。 また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。 受注者は、測量法第 14 条(実施の公示)、第 21 条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第 23 条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第 36 条(実施計画書の提出)、第 37 条(公共測量の表示等)、第 40 条(測量成果の提出)等の手続きに必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。 調査職員が作業規程の準則第 15 条に基づく測量成果検定の実施を指示した場合、受注者は、測量成果検定を受けるものとする。
追加				その他		
						ー以下、個別事項を記入すること。ー

【設計業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	~~資格要件は調達公告による。~~
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	~~資格要件は調達公告による。~~
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	1		1117	関連法令及び条例の遵守		森林法に基づき、計画上、森林伐採が見込まれることが判明した場合、調査職員が県林務担当機関に伐採範囲事前協議を行う必要があるため、伐採範囲を示した図面を作成の上、調査職員に提出すること。 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/332527/chirashi_kouji.pdf
1	2		1201	使用する技術基準等		最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。
1	2		1209	設計業務の条件	1	（必要な条件を記載する。） 【設計条件】 設計条件は、下記のとおりとし、その他の内容については初回打合せ時に確認することとする。 ~~(道路)~~ ~~・道路規格　第3種第4級~~ ~~・設計速度　40km/h~~ ~~・設計荷重　B活荷重~~ ~~・計画交通量　10,000台/日~~ ~~・車線数　2~~ ~~・幅員構成　別紙のとおり~~ ~~・舗装構成　別紙のとおり~~ ~~・暫定計画　有り~~ ~~拡幅にあたっては、盛土部を1期、切土部を2期とする暫定施工を行うため、暫定施工時、完成時の図面について、整合を図ること。~~ ~~(河川)~~ ~~・法線~~ ~~・護岸タイプ~~ ~~・基礎工形式~~ ~~・施工法~~
					9	【建設副産物・リサイクル】 鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。 なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。

【設計業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
					11	（必要に応じ記載する。） 【コスト縮減】 　設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。
1	2		1211	設計業務の成果	1（4）	設計図面、数量計算書は、暫定、完成計画ごとに取りまとめること。 　現場進入路が狭く、資材搬入に当たり小型車（2トン積、4トン積）への積替え等が見込まれる場合は、数量計算書の中に「材料集計表（砕石・購入土等）」を追加作成すること。 　材料集計表を作成する対象資材は、土木工事実施単価表に掲載する「02. 一般資材単価」のうち「（07-1）骨（石）材」及び「（07-2）再生砕石」に該当するものである。
追加				特殊な条件		~~（特殊な条件や課題を記載する。）~~ ~~（河川：付帯施設、環境上の留意点、施工計画上の条件など）~~ ~~（道路：環境上の留意点、施工計画上の条件、用地取得状況など）~~ ~~　当計画区間は、鉄道と近接しており、構造物の仮設においては、作業が制限されるため、使用機械の形式、規格等について十分検討を行うこと。~~
追加				条件明示チェックシート		（対象業務を選択する。予備設計の場合は、予備設計において条件明示チェックシートを作成し、詳細設計に引き継ぐ。） 　設計業務品質確保ガイドラインに基づき、条件明示チェックシートを作成すること。 ~~（1）道路詳細設計（平面交差点設計含む）~~ ~~（2）橋梁詳細設計~~ ~~（3）山岳トンネル詳細設計~~ ~~（4）共同溝詳細設計~~ ~~（5）樋門・樋管詳細設計~~ ~~（6）排水機場詳細設計~~ ~~（7）築堤護岸詳細設計~~ ~~（8）砂防堰堤詳細設計~~
追加				関係機関協議（資料作成）		~~（協議先の関係機関を記載する。）~~ ~~・関係機関：河川管理者、道路管理者、警察、関係自治体~~
追加				施工計画		（共通仕様書で定められていないが、作成が必要な場合） 　詳細設計時に必要となる施工計画については、調査職員と協議を行うこと。
追加				仮設設計		（共通仕様書で定められていないが、作成が必要な場合） 　詳細設計時に必要となる仮設構造物詳細設計については、調査職員と協議を行うこと。
追加				その他		維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。 ~~（必要に応じて記載する。）~~ ~~　鳥取県景観形成条例に基づき、「景観評価リスト」を作成すること。作成に必要な費用については、変更の対象とする。~~
						－以下、個別事項を記入すること。－

【用地調査業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容（主たる補償業務の区分）		（用地調査等業務共通仕様書別表の補償等業務の区分及び補償関係コンサルタント業務の複数の区分を複合して発注する場合の取扱いについて（平成 31 年 4 月 5 日付県土整備部長通知）に従い、下記のいずれかを記載） ~~・土地調査業務~~ ~~・物件業務~~ ~~・機械工作物、営業補償・特殊補償業務~~ ~~・事業損失業務~~ ~~・土地評価業務~~ ・補償関連業務
			5	主任担当者	1	~~資格要件は調達公告による。~~
			6	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、調査職員に協議すること。
					2	~~資格要件は調達公告による。~~
追加				その他		~~・本業務は、現在実施中の、〇〇線道路改良工事「用地測量業務委託」と関連するので、相互の連絡調整を図ること。 ・営業調査の実施時期等について、事業主と未協議である。 また、決算報告書等、必要な資料の入手に当たっては、調査職員を通じて行うこととする。~~
追加				その他		・建物移転料、工作物移転料及び立竹木移転料の算定に当たり、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第15－1（3）に規定する関連移転に該当すると考えられる場合は、移転工法について調査職員に協議すること。 ・調査職員との協議の結果、関連移転を認定した場合は、全ての補償物件に係る建物移転料等補償調書に加え、関連移転に係る物件の同調書を別途作成すること。
追加				地盤変動影響調査		~~地盤変動影響事前調査で行う亀裂、ちり切れ等の調査のうち、その長さが事後調査で変化しないと明らかに予測される場合においても、必ず計測すること。（損傷の状況に「全長」、「全周」は使用しない。）~~
追加				打合せ協議		本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には主任担当者は立ち会うこと。
追加				石綿調査算定		~~建物等調査算定を行う場合の石綿調査算定については、「石綿調査算定要領」（令和 6 年 5 月 21 日付申国用対連第 11 号）により実施すること。~~
						－以下、個別事項を記入すること。－